

## 8 市営住宅を退去する場合 → 退去届

市営住宅を退去する場合、市営住宅課に届出するほか、次の事項を退去日までに入居者御自身で済ませておくことや退去後の立会が必要になりますので御注意ください。

○ 届出：退去する7日前までに、「退去届」を提出してください。

※ 月の途中で退去される場合、その月の家賃は日割り計算となります。

(1) 退去日までに、次のことを終わらせてください。

### ア 家財の搬出

住宅内のほか、燃料庫・物置・トランクルーム内にある全ての家財を搬出してください。

### イ ごみ・不要物の処分

ごみステーションにごみを出す場合は、ルールや収集日を厳守してください。処分方法が分からないものは、クリーンセンター（電話 36-2213）に確認を。

### ウ 入居者が設置したものの撤去

入居者の方で設置したものは、全て撤去してください。

給湯器・風呂釜・網戸・カーテンレール・照明器具・手すり・屋上テレビアンテナなど、入居者の方が設置した個人所有のもの（リースを除く。）。

### エ 模様替え箇所の原状復旧（原状回復義務）

市の許可を受けて設置した工作物や模様替及び増改築部分についても、入居者の個人負担で許可前の状態に戻していただきます。

また、本来は市の負担となる修繕箇所であっても、その損傷等が個人の責任によって生じた場合については個人の負担となります。

### オ その他

- ① 清掃（住宅内全般、特に窓・換気扇・流し台・トイレ）
- ② 自治会、管理人等へ退去の連絡を済ませておいてください。
- ③ 次の関係先に連絡し、契約解除の手續と料金の精算を済ませてください。
  - ・電気 北海道電力(株) Tel0120-12-6565（ほくでん契約センター）
  - ・水道 旭川市水道局 Tel24-3163
  - ・ガス 旭川ガス(株) Tel23-4151  
（プロパンガスを使用の方は、取引業者に連絡してください）
  - ・電話 NTT旭川支店 Tel116（Tel0120-116-000）
- ④ 家賃の滞納があるときは、事前に市営住宅課まで相談してください。
- ⑤ 市営住宅課に退去届提出後、市民課（各支所）及び郵便局に住所変更の異動届を提出してください。

## (2) 立会について

退去日以降に、退去者（入居されていた方）の立会いの下で住宅の状況（(1)の内容）を確認させていただきます。

※ 退去手続の際に、立会の日時を決めていただきます。

立会当日は、担当者が入居期間中の住宅の損傷程度などを調査し、修繕費の負担区分を決定します（詳しくは、別表「修繕費負担区分」を参照にしてください。）。

## (3) 鍵の返還

入居の際お渡しした住宅の鍵（マスターキー）3本、物置・トランクルームの鍵については、立会が終わった段階で立会した担当者に返還していただきます。

※ 万一、鍵（マスターキー）を1本でも紛失・破損した場合には、立会までに自己負担でシリンダー交換していただくこととなりますので、御注意ください。

## (4) 退去修繕（個人負担分）の期間

退去者の負担で行う修繕は、立会后1週間以内に完了してください。

※ 都合で遅れる場合は、速やかに立会した担当者へ連絡してください。

## (5) 敷金の還付

敷金は、滞納家賃又は損害賠償がある場合、これを差し引いて還付します。

口座振込で受取りを希望される方は、金融機関及び口座番号（住宅名義人の口座）が分かるものをお持ちください。

なお、敷金の還付は、退去修繕の完了を確認してから還付手続きをとりますので、日数がかかりますことを御承知おきください。